（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役等）

第四十五条の八の六　法第九十六条の四の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第九十六条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役及び執行役

二　出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ　当該取締役会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三　出資の履行の仮装が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ　イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ　当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

第四十五条の十二中「第七百九十六条第三項第二号」を「第七百九十六条第二項第二号」に改める。

第四十五条の十三中「第七百九十六条第四項」を「第七百九十六条第三項」に改める。

第四十五条の十五第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に、「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に、「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第四十五条の十七中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改める。

第四十五条の十八中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改め、同条第一号ハ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に、「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第四十五条の十九中「第九十六条の九第四項において読み替えて」を「第九十六条の九第五項において」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　次に掲げる手続の経過

イ　法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

第四十六条第十号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第十一号中「当該会計参与となるべき者」を「当該会計参与となるべきもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　組織変更後株式会社が会計監査人設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計監査人となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計監査人となるべき者の履歴書

第四十六条の三第二号ロを次のように改める。

ロ　組織変更株式交換完全親会社における次に掲げる手続の経過

(1)　法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2)　法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）及び第七百九十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

第四十六条の三第三号ロを次のように改める。

ロ　法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における次に掲げる手続の経過

(1)　法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2)　法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

第五十九条の二第一項第一号ニ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第八十二条第一項第七号中「前四号」を「第三号から第六号まで」に改め、同条第三項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第八十五条第一項第二号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第九十九条の三の三第一号中「第百六十一条第一項第二号」を「第百六十一条第一項第二号」に改める。

第百条第一項中「第百六十五条第五項」を「第百六十五条第六項」に、「第百六十一条第一号」を「第百六十一条第一項第一号」に改める。

第百条の二中「第百六十五条第五項」を「第百六十五条第六項」に改める。

第百一条第一項中「第百六十五条第六項」を「第百六十五条第七項」に改める。

第百一条の二第二項第五号中「又は」を「及び」に改める。

第百一条の二の二第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加え、同条第四号中「第二十八条」の下に「（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）」を加える。

第百一条の二の三第四号イ(2)中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同号ロ中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第百一条の二の八第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改め、同条第三号中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第百一条の二の九第六号イ(2)中「第六十四条第二項第十八号イ」を「第六十四条第二項第十七号イ」に改め、同号ロ中「第六十四条第二項第十六号」を「第六十四条第二項第十五号」に改め、同号ハ中「第二十四条第一項」の下に「（有価証券報告書の提出）」を加える。

第百一条の二の十一第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅相互会社における次に掲げる手続の経過

イ　法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第百六十五条の十七の規定による手続の経過